

令和6年度組織改編（花巻市部設置条例の一部改正等）について

総合政策部総務課

少子化に伴う人口減少の課題解決に向けた国の政策に対応するとともに、第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン（案）の重点施策推進プロジェクト「子ども・子育て応援プロジェクト」を推進するため、花巻市部設置条例及び花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正し、令和6年度において健康福祉部及び教育委員会の組織改編を行うこととしましたので、その内容をご説明いたします。

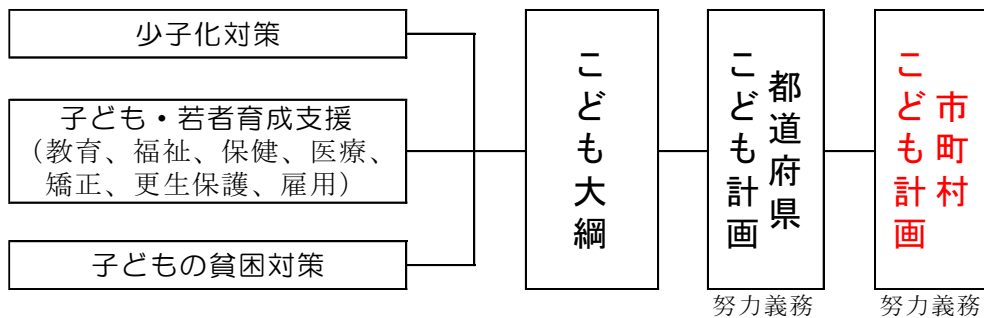
1 健康福祉部の組織改編について

(1) 市町村こども計画について

令和5年4月1日に「こども施策」を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、同年12月22日にはこども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定された。

こども大綱は、これまで個別に作成されてきた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」・「子どもの貧困対策に関する大綱」の3つが束ねられ一元化されたもので、国全体で一つの大綱の下で総合的にこども施策を進めていこうとするものであり、都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされた。その内容には、少子化対策、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用、貧困対策といった幅広い分野が含まれる。

※「こども施策」とは、「こどもに関する施策」と「こどもに関する施策と一体的に講ずべき施策」の総称



(2) 「子ども・子育て応援プロジェクト」の推進について

令和6年度を始期とする第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン（案）においては、新たに2つの「重点施策推進プロジェクト」を設け、その1つを「子ども・子育て応援プロジェクト」とし、結婚や子どもを産み育てたいという希望がかなえられるとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりを行うため、長期ビジョンにおける6つのまちづくり分野「しごと」「暮らし」「健康・いのち」「子育て・人づくり」「地域づくり」「行政経営」の政策を横断的に推進していくこととしている。

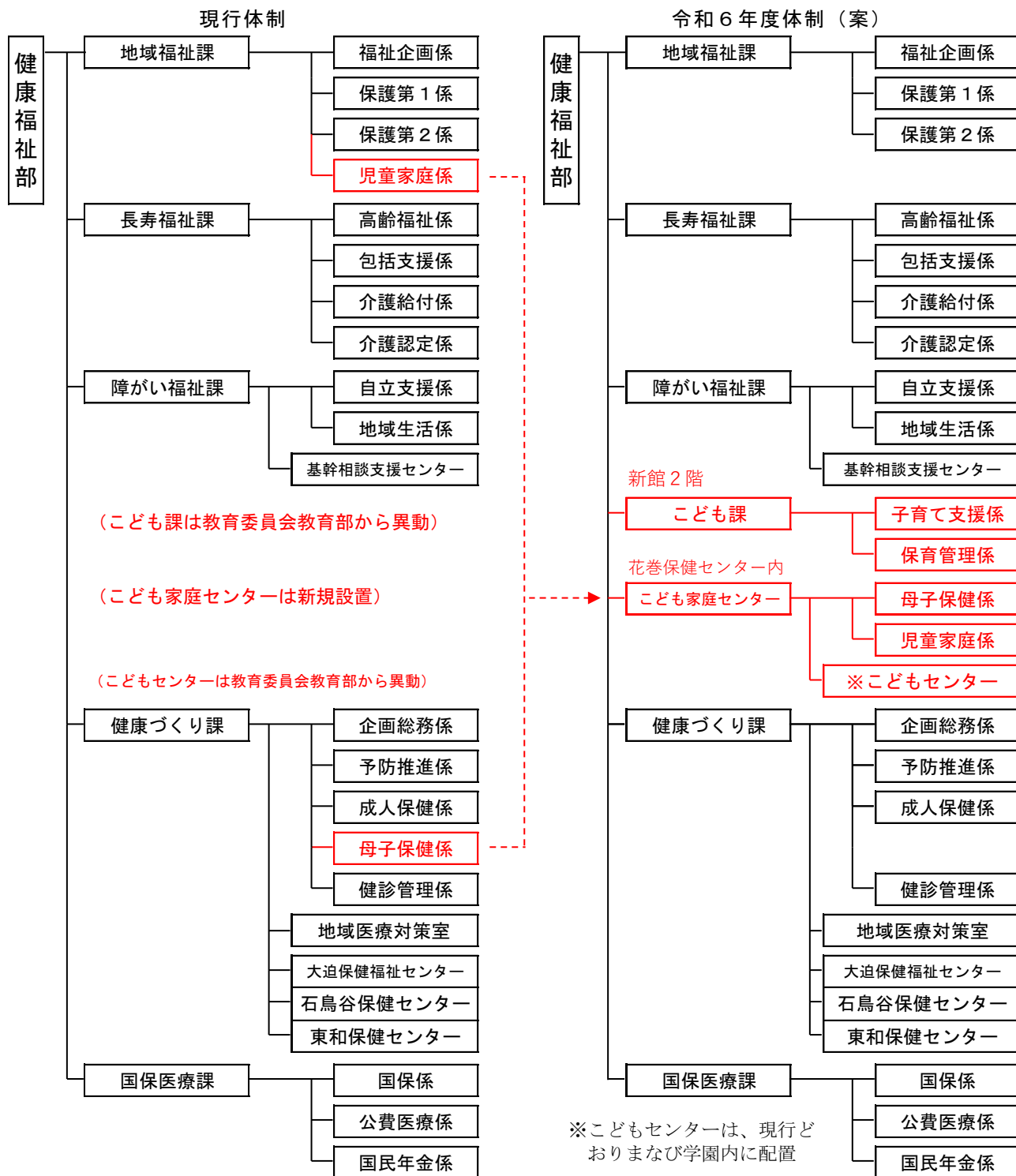
(3) こども家庭センターの設置について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号、令和6年4月1日施行）により、市町村は母子保健機能と児童福祉機能の双方をあわせ持ち、すべての妊産婦、子育て世帯、

子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

こども家庭センターは、これまで母子保健及び児童福祉の担当部署においてそれぞれ実施してきた相談支援等に加え、新たに、支援を要する子ども・妊産婦等への「サポートプラン」の作成や、民間団体を含む地域の関係機関・団体との連携により多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るものである（5ページの図を参照）。

(1)～(3)を勘案し、健康福祉部内に子育て支援施策の中核を担う部署を設置し、部局を横断した取組を推進していこうとするもの。



2 教育委員会の組織改編について

教育委員会では平成 21 年度から公立保育園の管理運営を補助執行し、関係団体と連携して、就学前の保育・教育の充実、家庭の教育力の向上、保幼小連携、教育相談など、就学前教育の充実と幼児期から小学校への円滑な接続に取り組んできた。

また、平成 26 年度の組織改編以降は、子ども・子育て支援事業に係る計画や各種支援事業、学童クラブ運営委託、保育所入所及び保育料管理の事務と併せて「こどもセンター」と「こども発達相談センター」の管理運営を補助執行し、子育てや子どもの発達に不安のある保護者の相談対応及び支援を行ってきた。

今般の組織改編にあたって教育委員会は、これまで培ってきた経験を生かし、就学前の保育・教育の充実と子どもの発達の支援に特化した取組を継続し、市内の保育・教育施設や関係機関と連携して保幼小の協働による就学前教育の充実を図るものとする。

また、市町村こども計画の策定及び子育て支援全般を担う市長部局（健康福祉部）と相互に連携し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するものとする。



市長と教育委員会の役割分担（案）

市長（健康福祉部内に子育て支援施策の中核を担う部署を設置）

子育て支援全般を担当

こども課

- ・市町村こども計画の策定
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・保育施設整備（法人支援含む）
- ・各種子育て支援補助事業
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・待機児童対策
- ・保育士確保対策
- ・私立幼稚園助成
- ・病後児保育事業
- ・学童クラブ施設整備、運営委託
- ・児童手当関係
- ・子どものための教育・保育給付の認定
- ・保育所入所申込受付、入所調整
- ・保育料（副食費含む）収納管理
- ・施設型給付、地域型保育給付
- ・認可外保育施設の指導監査

こども家庭センター

- ・母子保健に関する相談
- ・乳幼児健診
- ・妊産婦相談支援
- ・産後ケア等
- ・児童虐待防止
- ・子育て短期支援事業
- ・ひとり親家庭対策
- ・婦人保護
- ・家庭児童相談

こどもセンター

- 分室：宮野目・大迫地域子育て支援センター
- ・子育て講座、相談
 - ・ファミリー・サポート・センター
 - ・地域子育て支援センター運営委託

連携

教 育 委 員 会

保育・教育の充実

就学前教育課

- ・保育園（公・私）の保育
- ・認定こども園の保育・教育
- ・小規模保育所等の保育
- ・認可外保育施設の保育
- ・幼稚園（公・私）の教育
- ・公立保育園及び幼稚園の管理運営
- ・公立保育園再編

小学校への円滑な接続

就学前教育課

- ・就学前教育振興
- ・家庭の教育力向上
- ・保幼小連携、合同研修
- ・保幼小合同園長会議の開催
- ・幼児ことばの教室
- ・教育相談

こども発達相談センター

- ・発達相談
- ・療育事業

こども家庭センターについて

(こども家庭庁支援局虐待防止対策課 令和5年8月3日 令和5年度保健師中央会議資料より)

- ・ 子育て家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの「連携」からより一歩前へ。
- ・ こども家庭センターとして、地域の関係主体とつながりながら、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメント。

